

# 野沢温泉村投票所再編計画 (案)

野沢温泉村選挙管理委員会

## 1. 背景と再編の趣旨

### (1) 背景

村では、現在 9 つの投票所があり、投票区ごとの有権者数を比較すると、最小では 20 人、最大では 1,500 人超となっており、大きな開きがあります。

当村では投票所管理者及び立会人は、各地区より選任いただいていることから、人口の少ない投票所では投票所の管理者・立会人の確保が課題となっています。

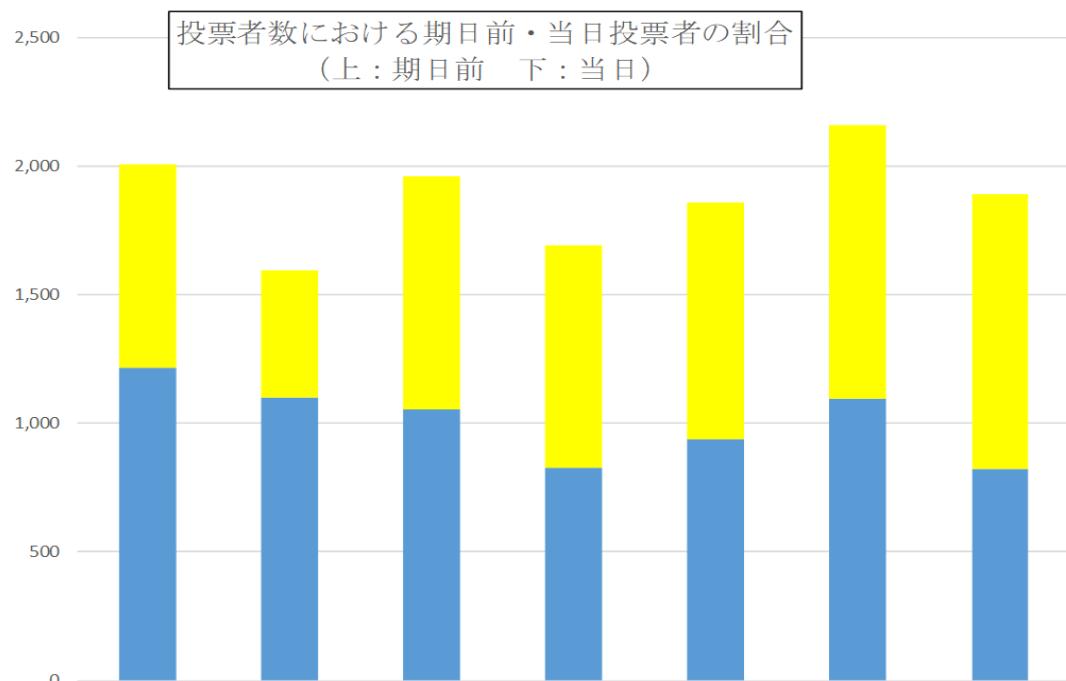
また、当村における直近の期日前投票所での投票率は 5 割を超え、半数以上の方が期日前投票所を利用されています。期日前投票は不在者投票と比べて投票手続きが簡素であることに加え、投票に行く日や時間帯の設定について自由度が高いことから村民の皆さんに広く知られ、利用者数が増えてきていると考えています。

### (2) 再編の趣旨

この状況をふまえ、村選挙管理委員会では、地区の負担軽減や投票所運営に係る人員確保を目的に投票区・投票所の見直しを行います。

## 2. 期日前投票の推移

近年の選挙における期日前投票の推移は下表のとおり。



	R 3 衆議院	R 3 参議院補欠	R 4 参議院	R 4 県知事	R 6 衆議院	R 7 村長・村議	R 7 参議院
期日前投票者数	789	492	906	865	916	1,062	1,066
期日前投票率 (%)	39.35	30.88	46.22	51.12	49.35	49.21	56.40
当日投票者数	1,216	1,101	1,054	827	940	1,096	824
当日投票率 (%)	60.65	69.12	53.78	48.88	50.65	50.79	43.60
投票者数計	2,005	1,593	1,960	1,692	1,856	2,158	1,890

### 3. 現在の投票区と投票所

投票区	対象地区	投票所
第1投票区	豊郷（中尾を除く）	野沢温泉村公民館
第2投票区	中尾	中尾集会所
第3投票区	坪山	坪山集会所
第4投票区	前坂	前坂公民館
第5投票区	平林、矢垂	平林集会所
第6投票区	虫生	虫生集会所
第7投票区	七ヶ巻	七ヶ巻集会所
第8投票区	東大滝	東大滝集会所
第9投票区	明石	明石集会所

### 4. 再編後の投票区

公職選挙法第39条により「投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける」とされており、再編にあたっては現状の9投票所から2投票所に再編する。なお、期日前投票所は、現行の村公民館ほか、移動期日前投票所を検討中。

投票所		令和7年 参議院選挙時 有権者数	
再編案	現在		
第1投票区	村公民館	第1投票区	村公民館
		第2投票区	中尾集会所
		第3投票区	坪山集会所
		第4投票区	前坂公民館
			小計
第2投票区	虫生集会所	第5投票区	平林集会所
		第6投票区	虫生集会所
		第7投票区	七ヶ巻集会所
		第8投票区	東大滝集会所
		第9投票区	明石集会所
			小計
			合計
			2, 751

## 5. 再編により期待できる効果

### (1) 投票管理者、投票立会人、投票事務従事者（職員）の削減

投票所に従事する者を 60 人から 24 人程度に削減。36 人程度の減を予定。

### (2) 高齢者等の自力で投票所へ行けない方の送迎対応

従来、家族が行っていた送迎を巡回バスを運行することで負担軽減につながる。

## 6. 再編による課題とその対応（案）

### (1) 投票所までの距離に関する課題

課題	対応
投票所が遠くなる	・期日前投票 期間中 旧第 2～9 投票所の地区集会所へ「移動期日前投票所」を開設する方向で検討しています。
自分で投票所へ行けない	
投票率の低下	・選挙日当日 投票所まで巡回バスの運行を検討しています。

### 【移動期日前投票所の実施例】

期日前投票所に合わせ、移動期日前投票所を 2 日間に分けて、実施する。

各集会所の玄関先に投票所スペースを設営。滞在時間は 1 時間程度で検討。

選挙日 2 日前（金曜日）：平林、虫生、七ヶ巻、東大滝、明石

選挙日 1 日前（土曜日）：中尾、坪山、前坂

### 【選挙日当日の移動支援の実施例】

1 時間に 1 本程度で巡回バスを運行する。

停留所は、地区集会所、バス停などを検討し、第 1 と第 2 投票所のそれぞれで実施する。

・第 1 投票所管内（豊郷、中尾、坪山、前坂）

坪山 → 重地原 → 前坂 → 中尾 → 新田 → 公民館

・第 2 投票所管内（平林・矢垂、虫生、七ヶ巻、東大滝、明石）

明石 → 東大滝 → 七ヶ巻 → 虫生 → 矢垂 → 平林 → 道の駅（旧ねんりん）

※上記は一例であり、実際の停留所や運行時刻等は、選挙前に決定します。

(3) ポスター掲示場の減少

ポスター掲示場の数は公職選挙法第144条の2第2項及び公職選挙法施行令第111条により、投票区ごとの選挙人名簿登録者数及び投票区の面積に応じてその数が定められています。これに基づき、村ポスター掲示場の設置に関する条例において、ポスター掲示場の数は次のとおり減少します。

投票所	掲示場数	
第1投票所 村公民館  登録者数：千人以上 面積：8平方km以上  (9ヶ所)	豊郷	4
	中尾	2
	坪山	1
	前坂	2
第2投票所 虫生集会所  登録者数：千人未満 面積：8平方km以上  (8ヶ所)	平林	2
	矢垂	1
	虫生	2
	七ヶ巻	1
	東大滝	1
	明石	1
合計	17	

再編後は政令で定める数（上限）と同数を村で定める数とします。このため、ポスター掲示場は選挙人名簿登録者数に応じて設置箇所を算定しました。